

事務連絡
令和6年7月8日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省職業安定局雇用保険課

育児休業給付金の支給期間の延長に係る見直しの周知について

平素より、雇用保険関係業務の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、「育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）において延長可否を判断することを明確化する方向で検討」することとされたことを踏まえ、育児休業給付金の支給期間の延長に係る要件及び手続きを見直すこととして、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第47号）が令和7年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、本改正に関して、別添のとおり、周知資料を作成いたしましたので、貴団体におかれましても、本周知資料を御活用いただきますとともに、傘下団体・企業等への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。